

**SAGA2024鳥栖市実行委員会
第3回総務企画専門委員会**

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和5年2月16日（木）13時30分

場所：駅前不動産スタジアム

記者室・インタビュー室

— 目 次 —

報告第1号	SAGA2024鳥栖市実行委員会総務企画専門委員の変更について	…P 1
報告第2号	バレーボール競技会場の変更について	…P 2
報告第3号	SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の 決定について	…P 3
報告第4号	令和4年度事業報告（総務企画専門委員会関係）について	…P 4
議案第1号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市識別用品整備要項	…P 5
議案第2号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市遺失物・拾得物取扱要項	…P 7
議案第3号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市保険加入要項	…P 18
議案第4号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市歓迎装飾・おもてなし実施要項	…P 22
議案第5号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市案内所・休憩所等設置運営要項	…P 23
議案第6号	第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項	…P 25
	総務企画専門委員会のスケジュール	…P 40
	SAGA2024鳥栖市実行委員会 総務企画専門委員会 委員一覧	…P 41

SAGA2024鳥栖市実行委員会
総務企画専門委員会委員の変更について

総務企画専門委員の変更については、下記のとおりです。

(敬称略・順不同)

委員(4名)

選出区分	所属機関・団体	新任者	前任者
教育・学校	鳥栖地区小・中学校教頭会	馬場 広城	中山 孝史
産業・経済	(協)鳥栖商工センター	中村 涼子	原 嘉彦
市	市民環境部 市民協働推進課	原 祥雄	牛嶋 英彦
	教育委員会事務局 学校教育課	古賀 泰伸	中島 達也

バレーボール競技会場の変更について

1 変更内容

- SAGA2024 国スポにおける「バレーボール（少年女子）」の競技会場を「鳥栖市民体育館」から「サロンパス®アリーナ」に変更

バレーボール（少年女子）競技会場		2024年10月			
		6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)
変更前	鳥栖市民体育館	●	●	●	●
変更後	サロンパス®アリーナ				

※会期日程の変更は無し

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会の決定について

国スポ開催市町では、開催前にリハーサル大会を行います。鳥栖市開催競技のリハーサル大会は、競技団体等との調整により、下記の大会が決定しています。

○リハーサル大会

競技	大会名	競技会場	競技会期
サッカー	第59回全国社会人サッカー選手権大会	駅前不動産スタジアム 鳥栖スタジアム北部グラウンド	2023年10月20日 ～25日
バレーボール	第34回全九州選抜高等学校バレーボール大会	サロンパス®アリーナ	2024年2月10日 ～11日
空手道	第5回全九州マスターズ空手道選手権大会	鳥栖市民体育館	2024年3月17日
高等学校野球 軟式	第63回九州地区高等学校軟式野球大会	鳥栖市民球場	2024年4月21日 ～24日

令和4年度事業報告（総務企画専門委員会関係）について

1 会議等の開催

- ・ SAGA 2024 鳥栖市実行委員会第3回総会（令和4年5月10日開催）

令和3年度 事業報告、収支決算

令和4年度 事業計画、収支予算

2 グッズ作製による広報

ポロシャツ	缶バッジ
	
ウエットティッシュ	使い捨てカイロ
	

3 イベントによる広報

- (1) 各種イベントでPR活動を行いました。

イベント名	場 所	開 催 日
サガン鳥栖パブリックビューイング	久留米シティプラザ	令和4年7月
久光スプリングスパレーボールクリニック	鳥栖市民体育館	令和4年8月
サガン鳥栖ホームゲーム	駅前不動産スタジアム	令和4年8月
スポGOMI	鳥栖プレミアム・アウトレット	令和4年11月
鳥栖市民文化祭	鳥栖市民公園	令和4年11月
緒方孝市ベースボールクリニック	鳥栖市民球場	令和4年12月

- (2) 県と県内市町の共同プロジェクト「学校訪問2024」で市内小中学校を訪問し、大会に関する講話や室内ペタンク体験の出前授業を行いました。

学 校 名	児童・生徒数	訪 問 日
弥生が丘小学校	6年生 128名	令和4年5月
田代中学校	3年生 262名	令和4年5月
鳥栖西中学校	3年生 206名	令和4年5月
田代小学校	4年生 65名	令和4年6月
鳥栖北小学校	4年生 115名	令和4年6月
鳥栖小学校	6年生 114名	令和4年6月
若葉小学校	4年生 63名	令和4年11月
香楠中学校	全学年 358名	令和4年12月

4 先催地視察 ※別紙資料参照

4 いちご一会とちぎ国体

視察概要

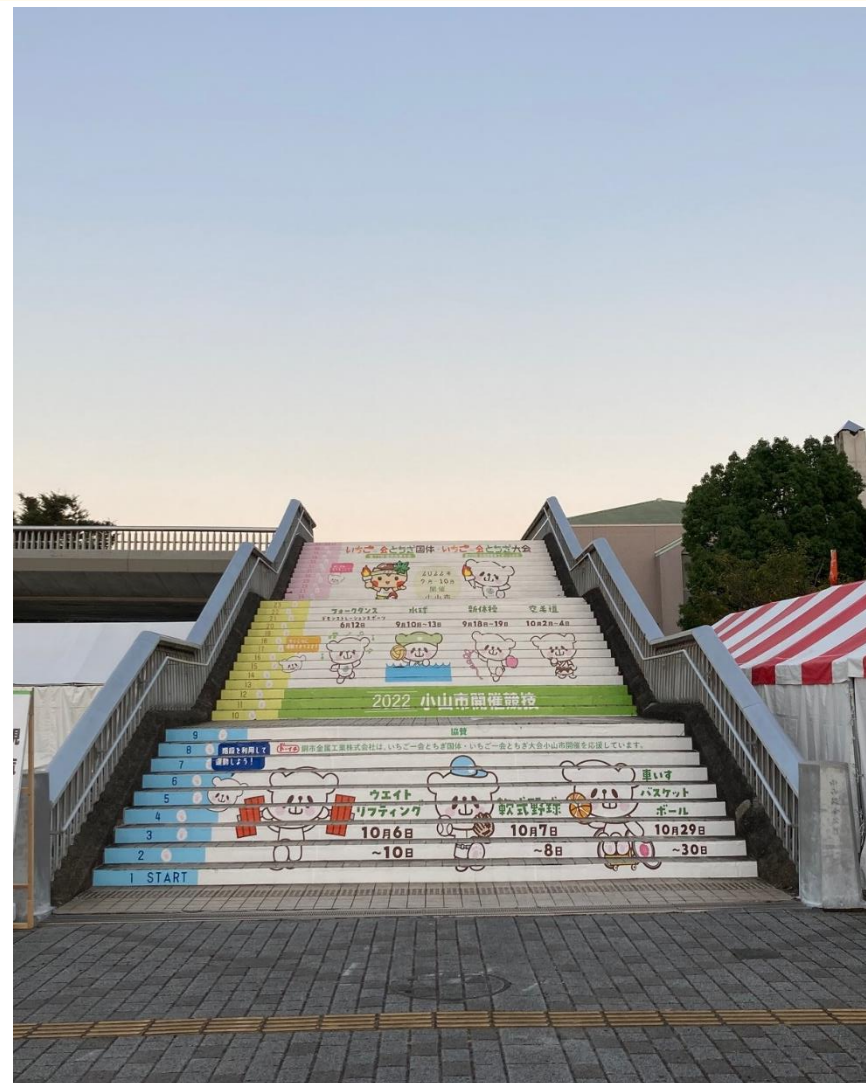
総合案内所 (JR小山駅)



広告物



【吊り看板広告 (JR小山駅)】



【階段への広告 (小山市空手会場)】



【のぼり旗 (JR宇都宮駅)】

おもてなし



【ふるまい品配布（真岡市）】



【ふるまい品（真岡市）】



【休憩所（小山市）】



【ドリンク配布（那珂川町）】



【ふるまい品配布（宇都宮市）】

ボランティア活動



【無料ドリンクコーナー（真岡市）】



【お弁当引換所（真岡市）】



【環境美化（那珂川町）】

第78回国民スポーツ大会鳥栖市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 本大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子及び上着をいう。）
- ウ その他本大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) 選手、監督、大会関係者
- (6) 視察員、報道員
- (7) その他実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則としてSAGA2024鳥栖市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、本大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの予算額（以下「予算単価」という。）を超えないものとし、1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議のうえ定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

第78回国民スポーツ大会鳥栖市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」において、SAGA2024鳥栖市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物又は拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、受付案内担当が取扱業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内担当は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を各競技会場の総務担当へ引き継ぐ。
- (3) 総務担当は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物又は拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

(1) 拾得物

ア 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票を貼付し、受付案内担当で一時保管する。

イ 拾得物一覧簿と遺失物一覧簿（様式第5号）を照合して、合致したものについては、遺失者に連絡し、返還する。

(2) 遺失物

遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第4号）の提出を受け、遺失物一覧簿に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が権利を有している場合は、遺失者に対して権利の説明をする。
- (4) 遺失者に遺失物を返還し、拾得者が拾得物返還通知書の送付を希望する場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、総務担当は、拾得物の届出を受けた日から1週間以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得物の届出を受けた日から1週間以内に拾得物提出書（様式第9号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物又は拾得物の取扱いについて必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物又は拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受理番号		第 号															
受理日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分															
拾得日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃															
拾得場所																	
拾得者		住所															
		フリガナ 氏名															
		電話番号 自宅 ()					携帯電話 ()										
物 件	現金	千	百	十	万	千	百	十	円	内 訳							
										1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚
										500円硬貨	枚	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚		
									10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚			
物 品	種 類		特徴等(形状・模様・品質等)						点 数								
									点								
拾得者の同意		遺失者に対して氏名、住所及び電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない															
拾得物返還通知書送付の希望 ※拾得者が同意する場合		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無															
権 利 の 報 告	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 権利を希望します <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 報労金を請求する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します														
		年 月 日		SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長 様						氏名 _____							
拾得者の権利取得		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権															
備 考		上記の物件を預かりました。															
		年 月 日 SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 _____															
※太枠部分を記入してください。																	

拾得物受理書(控え)

受理番号		第 号														
受理日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分														
拾得日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃														
拾得場所																
拾得者	住所															
	フリガナ 氏名															
	電話番号	自宅 ()					携帯電話 ()									
物件	現金	千	百	十	万	千	百	十	円	内 訳						
									1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚
									500円硬貨	枚	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚		
								10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚			
物品	種類								特徴等(形状・模様・品質等)				点数			
													点			
拾得者の同意		遺失者に対して氏名、住所及び電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない														
拾得物返還通知書送付の希望 ※拾得者が同意する場合		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無														
権利 の 報 告	上記の物件に対する	<input type="checkbox"/> 権利を希望します <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 報労金を請求する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します														
		年 月 日 SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長 様														
拾得者の権利取得		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権														
注1 遺失者が分からないときは本日から7日以内に実行委員会から警察署へこの物件を提出します。警察署において公告後3か月以内に遺失者が判明しないときは、あなたが所有権を取得されますので受取期間(2か月間)内に警察署においてお受け取りください。ただし、拾得の時から24時間以内に物件の交付をされなかった場合、あらかじめ所有権を放棄されている場合、個人情報関連物件等については、所有権を取得できませんので注意してください。なお、所有権を取得できる場合の受取期間については、別途警察署より通知があります。		上記の物件を預かりました。 年 月 日 SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長														
注2 所有権を取得し、上記の物件を受け取る場合、受取期間内にこの拾得物受理書(控え)、警察署からの通知書を警察署へ持参しお受け取りください。受取期間を経過すると、あなたの所有権はなくなりますので注意してください。		取扱担当者氏名 _____														
注3 遺失者が判明したとき(あなたが遺失者に対して、氏名等連絡先を告知することに同意しているときに限ります。)、あなたは、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、物件の価格の5%から20%の範囲内で報労金を遺失者から受け取ることができます。		注4 あなたが提出された物件のうち(個人情報関連物件)は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても所有権を取得できない場合があります。														

拾得物一覧簿

受理 番号	受理月日	拾得日時	拾得場所	物件(種類、特徴等)			拾得取扱 担当者	備考
				現金	物品	特徴等	返還取扱 担当者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日) 2 実行委員会引継

遺失物届出書

届出番号		第 号															
遺失日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃															
遺失場所																	
遺失者	住所																
	フリガナ氏名																
	電話番号	自宅 ()					携帯電話 ()										
物件	現金	千	百	十	万	千	百	十	円	内 訳							
										1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚
										500円硬貨	枚	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	/	
									10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚			
物品	種類		特徴等(形状・模様・品質等)							点数							
										点							
<p>上記の物件を遺失したので、届け出ます。</p> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align:right;">氏名 _____</p>																	
取扱担当者氏名																	
備考																	

【拾得物一覧簿に該当がある場合】

受理番号	第 号
連絡結果	
<input type="checkbox"/> 遺失者に連絡	年 月 日 時 分
<input type="checkbox"/> 遺失者に返還	年 月 日 (送付の場合は着払い)
<input type="checkbox"/> 拾得物返還通知書送付	年 月 日
<input type="checkbox"/> 拾得物返還通知書送付の希望なし	

遺失物一覧簿

届出 番号	届出月日	遺失日時	遺失場所	物 件 (種類、特徴等)			遺失取扱 担当者	備 考
				現 金	物 品	特徴等	返還取扱 担当者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (月 日)

遺失物受領書

受理番号		第 号															
拾得日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃															
拾得場所																	
物 件	現 金	千	百	十	万	千	百	十	円	内 訳							
										1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚
										500円硬貨	枚	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	/	
									10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚			
物 品																点 数	
																点	
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>SAGA2024鳥栖市実行委員会</p> <p>会長 様 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 _____ () _____</p>																	
取扱担当者氏名																	
本人確認方法																	
備 考																	

委 任 状

遺失物の受け取りを下記の者に委任します。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____

拾得物返還通知書

年 月 日

様

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件（ ）は、
年 月 日に遺失者へ返還いたしました。

あなたは、遺失物法の定めるところにより、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%の範囲内で報労金の支払いを遺失者に請求できます。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんので、ご注意ください。

遺失者には、お礼の連絡を取るよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合があることを申し添えます。

様式第 9 号

年 月 日

拾 得 物 提 出 書

鳥栖警察署長 様

氏名又は名称 SAGA2024鳥栖市実行委員会 会長

住所又は所在地 _____

電話番号 _____

担当者氏名 _____

遺失物法第 4 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり物件を提出します。

なお、SAGA2024鳥栖市実行委員会は一切の権利を放棄します。

						※受理番号			
番号	現金(内訳)	物品	拾得日時・場所	拾得者の 住所、氏名、電話番号	権利	権利放棄	氏名等告知 の同意	受理日時	
	内訳				<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	内訳				<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	内訳				<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	内訳				<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	内訳				<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		

第78回国民スポーツ大会鳥栖市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会期間中」という。）の円滑な大会運営を図るため、大会関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、必要な事項を定める。

2 契約

保険は、SAGA2024鳥栖市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社又は社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理運営するもの又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

大会期間中等に実行委員会が借り受けた又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき又は該当業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内において対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象とならない。

(1) 損害賠償責任事故

ア 故意による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

ア 保険対象者の故意による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故

エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故

オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、(1)の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

7 準用

本市で開催される競技別リハーサル大会の保険加入については、必要に応じてこの要項を準用する。

8 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

SAGA2024鳥栖市実行委員会会長 様

報告者 所属：

氏名：

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分	
	住所	
	氏名等	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

第78回国民スポーツ大会鳥栖市歓迎装飾・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会鳥栖市観光・接伴基本計画」に基づき、「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕等を設置する。設置にあたっては、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

(2) おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。

イ 今後の鳥栖市への誘客を図るため、競技会場において鳥栖市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を行うほか、観光ガイドブックの配布等を行う。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及びおもてなしについては、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

第78回国民スポーツ大会鳥栖市案内所・休憩所等設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会鳥栖市観光・接伴基本計画」に基づき、「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場として利用するための休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、SAGA2024鳥栖市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること
- ウ 案内資料等の配布に関すること
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関する事
- イ 競技の案内に関する事
- ウ 交通、宿泊及び観光等の案内に関する事
- エ 迷子、遺失物、拾得物の取扱いに関する事
- オ その他、各種案内に関する事

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事
- イ その他、休憩所運営に関する事

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会鳥栖市観光・接伴基本計画」に基づき、「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の利便性向上を図るとともに本市の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、SAGA2024鳥栖市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はSAGA2024を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請書の提出時において、鳥栖市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者
- ウ 第73回国民体育大会以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
- エ その他実行委員会が認めるもの

(2) 次の条件をいずれも満たす者

- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
- オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと
- カ 鳥栖市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は条例第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは条例第2条第4号に規定する暴力団等（「以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担するものとする。

(3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ その他実行委員会が必要と認めたもの

(4) (3)の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対して、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。

(5) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

(6) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて鳥栖消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

(1) テント（2間×3間）1張以内

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

(1) 売店出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) その他実行委員会が必要と認める書類

11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、SAGA2024鳥栖市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

19 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 個人情報の取扱い

売店出店者等の個人情報については、鳥栖市個人情報保護条例をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024鳥栖市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項10の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技 _____

2 出店希望会場 _____

3 出店希望形態 テント (張) ・その他 ()

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第1号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書 (発行日より3か月以内のもの。写し可)
- (6) 売店従事者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 営業許可証の写し (飲食物を販売する場合に限る)
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

5 その他

売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに1通ずつ提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】	【電話】	【FAX】	
	【E-mail】			
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【携帯】		
業種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
住所			
出店希望競技		出店希望会場	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（SAGA2024鳥栖市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出や電源の準備に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

SAGA2024国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。
また、誓約内容の確認のため、SAGA2024鳥栖市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項7(2)カに定める暴力団員ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用、または雇用していません。
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用しません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

様

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

売店許可決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024鳥栖市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 _____ テント (張) ・その他 (_____)
- 3 出店許可日 令和 年 月 日 ()
- 4 出店料 _____ 円 ※納付期限: 令和 年 月 日
- 5 指定振込口座

様

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

売店出店許可証

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024鳥栖市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____

売店出店料免除申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024鳥栖市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、第78回国民スポーツ大会鳥栖市売店設置運営要項8（3）の規定に基づき免除申請します。

記

- 1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	その他 (_____)

様

SAGA2024鳥栖市実行委員会
会長

売店出店料免除決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024鳥栖市実行委員会が運営する競技会場内の
売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ _____ ）

総務企画専門委員会のスケジュール

年 度	内 容
令和 2 年度 (4 年前)	第 1 回専門委員会（令和 3 年 2 月 9 日開催） (1)開催推進総合計画 (2)広報基本計画 (3)市民運動基本計画
令和 3 年度 (3 年前)	第 2 回専門委員会（書面開催） (1)企業協賛取扱要項 (2)ボランティア募集要項 (3)観光・接伴基本計画
令和 4 年度 (2 年前)	第 3 回専門委員会（令和 5 年 2 月 1 6 日開催） (1)識別用品整備要項 (2)遺失物・拾得物取扱要項 (3)保険加入要項 (4)歓迎装飾・おもてなし実施要項 (5)案内所・休憩所等設置運営要項 (6)売店設置運営要項
令和 5 年度 (1 年前)	第 4 回専門委員会（令和 5 年度後半開催予定） (1)行幸啓等実施要項 (2)炬火イベント実施要項

※ 開催時期や内容は予定であり、準備の進捗により変更することがあります。

SAGA2024鳥栖市実行委員会 総務企画専門委員会 委員一覧

(敬称略・順不同)

役職	選出区分	所属機関・団体	氏名
委員長	産業・経済	鳥栖商工会議所	徳淵 薫
副委員長	宿泊・観光・衛生	鳥栖観光コンベンション協会	江崎 嗣宜
	医療・福祉	(社)鳥栖市社会福祉協議会	石橋 哲文
委員	スポーツ	鳥栖市スポーツ協会	中村 直人
	教育・学校	鳥栖地区小・中学校教頭会	馬場 広城
		佐賀県高等学校長協会	代居 正巳
		九州龍谷短期大学	永富 達也
	産業・経済	(協)鳥栖商工センター	中村 涼子
		(一社)鳥栖青年会議所	松尾 博士
		鳥栖市商店街連合会	緒方 俊之
	社会・文化・環境	鳥栖市区長連合会	山口 重昭
		鳥栖市文化連盟	伊藤 新次
		(特非)とす市民活動ネットワーク	久光 博文
	市	総務部 総務課	緒方 守
		総務部 財政課	姉川 勝之
		企画政策部 総合政策課	向井 道宣
		企画政策部 情報政策課	山本 英規
		スポーツ文化部 文化芸術振興課	八尋 茂子
		市民環境部 市民協働推進課	原 祥雄
経済部 商工振興課		古沢 修	
教育委員会事務局 学校教育課		古賀 泰伸	